

介護保険料などを税の申告で 控除するには証明書が必要です

税の申告で、次の控除を受ける人は証明書が必要です。

■社会保険料控除（介護保険料）

介護保険料は、社会保険料控除の対象です。

●年金からの天引き（特別徴収）

申告の際は、源泉徴収票を添付してください。ただし、遺族・障害年金から納付している人は、源泉徴収票が発行されません。支払通知書などを添付してください。

●納入通知書か口座振替で納付（普通徴収）

納入通知書の領収証書を添付してください。口座振替の人は1月に送付した振替済通知書を添付してください。

●源泉徴収票などを紛失したら

源泉徴収票を紛失した人は年金支払者に連絡し、再発行の手続きをしてください。遺族・障害年金などの支払通知書や領収証書などを紛失した場合は、市役所介護保険室か大胡・宮城・粕川・富士見支所、前橋プラザ元気21証明サービスコーナーへ。介護保険料納付額についての電話での問い合わせには回答できません。

表 1	確定申告・相談窓口			
種類	期間	時間	会場	
所得税(還付)、消費税、贈与税	2月9日(木)～3月15日(木)	午前9時～午後4時	前橋プラザ元気21	
所得税(譲渡を含む)	2月16日(木)～3月15日(木)			
日曜相談日	2月19日(日)・26日(日)			
※日曜相談日以外の土日曜・祝日は受け付けていません。				

※日曜相談日以外の土日曜・祝日は受け付けていません。

表2	市県民税申告・相談窓口		
種類	期間	時間	会場
市県民税	2月16日(木)～ 3月15日(木)	午前9時～午後5時	市役所市民税課、大胡・宮城・粕川・富士見支所
	2月21日(火)	午前9時30分～11時30分	第二コミュニティセンター(前橋保健センター内)
	2月22日(水)		第三コミュニティセンター(総合教育プラザ内)
	2月23日(木)		第五コミュニティセンター(文京町三丁目)
日曜相談日＊	2月19日(日)・ 26日(日)	午前9時～午後5時	市役所市民税課、大胡・宮城・粕川・富士見支所

*大胡・宮城・粕川・富士見支所の日曜相談日は2月26日(日)のみです。

※日曜相談日以外の土日曜・祝日は受け付けていません。

前年実績に基づき申告用紙を1月末に郵送しました。申告用紙が届かなくても、申告が必要な人は、市民税課、大胡・宮城・粕川・富士見支所へ請求してください。

●農業所得は収支計算で
農業所得はすべて収支計算です。収支内訳書を記入してください。

■障害者控除

身体障害者手帳などの交付を受けていない人でも、65歳以上で、介護認定で一定の要件を満たしている場合は障害者控除の対象に。市役所介護保険室、大胡・宮城・粕川・富士見支所で障害者控除対象者認定証を交付します。

■医療費控除

●サービス利用料

介護老人保健施設や介護療養型医療施設の利用料は、医療費控除の対象です。また、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所時の利用料と居宅サービス利用料の一部も、一定の条件を満たす場合は対象になります。

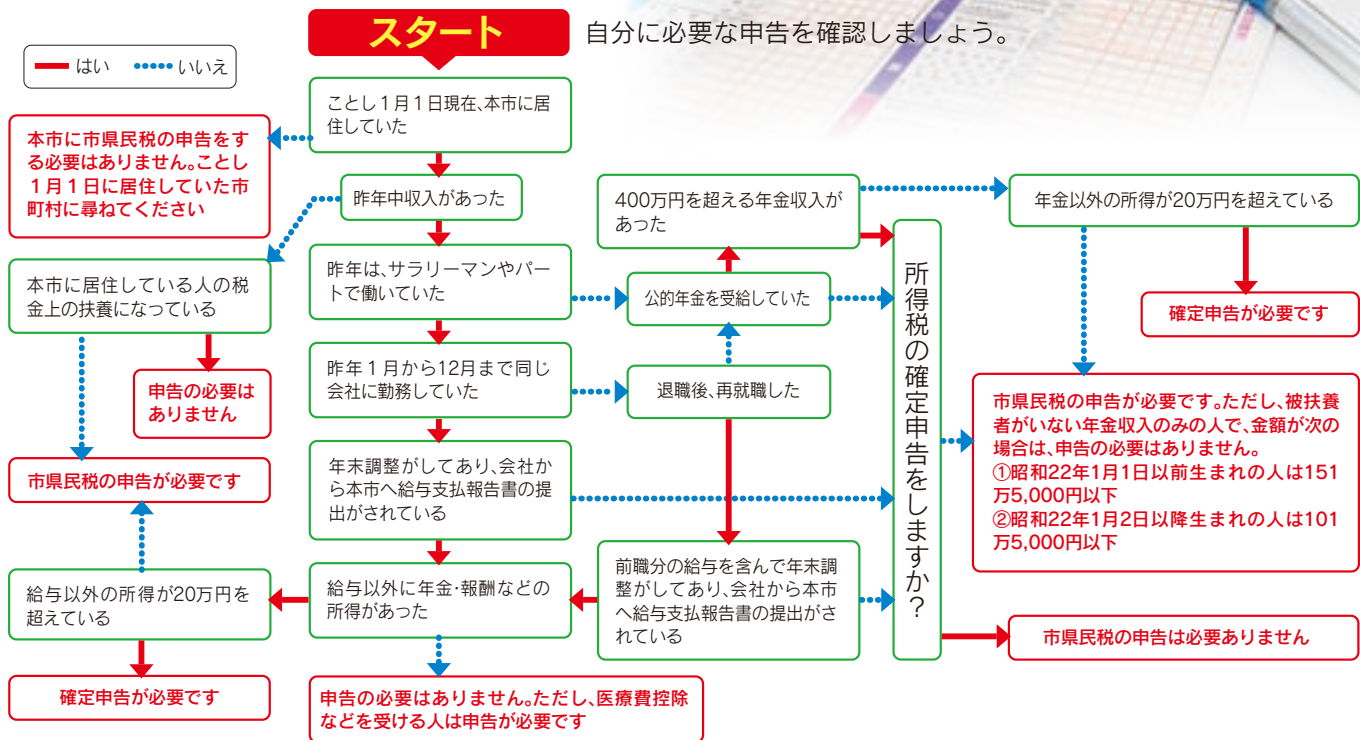
●おむつ代

医療費控除の対象と認められるには、医師が発行するおむつ使用証明書の添付が必要です。ただし、要介護認定と2年以上おむつ代の控除を受けている人で一定の要件を満たす人は、市が交付する主治医意見書記載内容確認書で控除を受けられます。

問い合わせは 介護保険室 ☎898-6159

3/15_木まで 税の申告はお早めに

問い合わせは
所得税の申告については 前橋税務署 ☎224-4371(自動音声案内で「0」を選択)
市県民税の申告については 市民税課 ☎898-6203



税の申告時期になりました。申告に必要な書類をそろえて、早めに提出しましょう。

■申告に必要なもの

- 昨年中の所得が分かるもの
- 医療費・社会保険料控除などを受ける人は証明書や領収書など
- 印鑑

■主な変更点

- 16歳未満の扶養親族に対する扶養控除と16歳以上19歳未満の扶養親族に対する扶養控除上乗せ額を廃止。なお、市県民税の非課税判定のため、扶養親族の申告をお願いします。
- 公的年金の確定申告手続きの簡素化により確定申告が不要となる人でも、各種控除の申告を行うことで市県民税が減額になる場合があります。
- 市県民税の寄附金控除適用下限額が5,000円から2,000円へ引き下げになります。
- 上場株式などに係わる配当・譲渡所得などに対する軽減税率が来年12月31日まで延長されます。

■東日本大震災で被害を受けた人

所得税や市県民税の軽減を受けられる場合があります。詳しくは問い合わせてください。

■所得税などの確定申告

確定申告が必要な人

昨年中に次のいずれかに該当する人。

- ① 事業所得や不動産所得、一時・雑所得があるか土地、建物、株式などを譲渡した人で、所得の合計額が所得控除の合計額を超える。
- ② 給与の収入金額が2,000万円を超える。
- ③ 給与を1カ所から受けていて、給与と所得以外の所得(退職所得を除く)の合計額が20万円を超える。
- ④ 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をしていない給与の収入金額と給与と所得以外の所得(退職所得を除く)の合計額が20万円を超える。
- ⑤ 同族会社の役員やその親族などで、その会社からの給与のほかに、貸付金の利子や店舗・工場の賃貸料、設備の使用料などの支払いを受けた。
- ⑥ 公的年金などの雑所得の金額から所得控除を差し引き、残額がある。(収入金額が400万円以下の場合を除く)

■申告書の作成

申告書の作成には、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」が便利です。作成が簡単で、印刷したものと必要書類を税務署に提出することができ、事前手続きをする必要とe-Taxでの電子申告もできます。